

需要対応型いちご生産体制強化支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、需要対応型いちご生産体制強化支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。本事業は輸出等の需要に対応するため、需要期の収量増加を目指した事業計画を知事が認定し、事業実施に必要な経費の一部を補助することで、出荷盛期を拡大する生産体系の構築及び総収量増加によるいちご産出額の増大を目的とする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業計画を「需要対応型いちご生産体制強化支援事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）という。

(事業の内容)

第3 本事業の内容、事業実施主体、採択要件等は、別表のとおりとする。

2 本事業の交付対象は需要対応型いちご生産体制強化支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2のとおりとする。

(申請)

第4 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

第5 知事は、事業実施計画の審査に当たって、需要対応型いちご生産体制強化支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置に関しては知事が別に定めるものとする。

(審査)

第6 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その事業実施計画の審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については、別に定める。

2 前項の規定による審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 事業計画の妥当性

計画が具体的で実現可能なものであり、事業計画を遂行できる体制（関係機関との連携が図られる体制）であること。

(2) 事業内容及び効果

いちごの需要期の収量増加が図られ、産出額の向上等の産地発展に寄与する取組であること。

(3) その他必要と認められる事項

(認定)

第7 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第6第2項の規定による審査結果に基づき、認定するときはその認定を申請者に通知し、認定しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第8 第7の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、需要対応型いちご生産体制強化支援事業費補助金を申請するこ

とができるものとする。

(事業の着手)

第9 事業の着手(装置等の発注を含む。)は、原則として当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の指導推進)

第10 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(事業計画の変更等)

第11 認定事業実施主体は、やむを得ない事情により認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、要綱第5第1項(1)の規定により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が要綱別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更であって、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、要綱第5第1項(2)の規定により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、第7の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(事業遂行状況に対する助言及び調査)

第12 知事は、要綱第6の規定による報告を受け事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、当該認定事業実施主体に対し助言等を行うことができるものとする。

2 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(事業実施状況の報告等)

第13 認定事業実施主体は、要綱第11の規定により、補助事業年度を含めた3年間の事業実施状況を知事に報告するものとし、知事はその内容を踏まえ必要に応じて、事業実施主体を指導できるものとする。

(書類の提出経由)

第14 この要領により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長は、必要に応じて写しを取って保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとする。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月20日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 (第3関係)

事業名	事業実施計画の内容	事業で整備できる内容	事業実施主体	採 択 要 件
需 要 対 応 型 い ち ご 生 産 体 制 強 化 支 援 事 業	出荷盛期を拡大する生産体系の構築と総収量増加によるいちご産出額の増大を図るもの	事業実施計画の達成に必要な①から⑦までのいずれか1つ以上の技術を有する機器等の整備 ※導入機器の設置に要する経費を含む。 ①クラウン冷却装置 ②炭酸ガス局所施用装置 ③細霧冷房装置 ④夜冷短日処理装置 ⑤炭酸ガスいちごハダニ殺虫システム ⑥UV-B 電球形蛍光灯 ⑦その他、収穫期拡大又は収穫量増加に資する技術	1 県内の営農集団(認定農業者又は認定新規就農者を含む3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。) 2 県内に本店を有する農業法人	以下の要件を満たした事業実施計画を策定し、知事の認定を受けること。 1 装置等の取得により補助事業の翌々年度(3年目)までに作付面積、10a当たり収量、販売額のいずれかでおおむね10%以上の増加が見込まれること。 【必須要件】 事業対象となる事業投資額(総事業費)が概ね1,000千円以上であること。
	(注意事項)	1 以下に該当するものは対象外とする。 ・汎用性の高い機械等 ・土地の取得及び造成、水道引き込み工事、下水道工事、電源1次工事、届出費及び検査費等 ・消火器、標識設備工事、届出費及び検査費等 ・修繕、更新及び移設費用 ・生産に使用しない装置及び機械等 2 中古の装置及び機械等を整備又は取得する場合、残存耐用年数が5年以上あり、耐用年数の保証があること。	以下の条件を満たすこと。 事業実施年度において農業法人を設立、登記する場合は、交付決定前に商業・法人登記を完了していること。ただし、交付決定前に事前着手する場合は着手前に商業・法人登記を完了していること。	